

## 改元に伴う文書等の元号表記の取扱いについて

今金町における改元に伴う文書等の元号表記の取扱いについては、次のとおりといたしますので、町民の皆様、関係各位のご理解とご協力をお願いします。

### (1) 4月30日までに発送する文書等について

4月30日までに町が発送する文書等で、5月1日以後の日付を元号で表記する場合は、「平成」を用います。

### (2) 5月1日以後に発送する文書等について

5月1日以後に町が発送する文書等で、5月1日以後の日付を元号で表記する場合は、「令和」を用います。

印刷や発送の準備等の事務処理の関係で、5月1日以後の日付を「平成」で表記している文書等が届くこともありますが、法律上の効果には影響はありませんので、「令和」に読み替えていただきますようお願いいたします。

### (3) 町の予算の会計年度について

町の予算における会計年度の名称は、原則、5月1日以後は、年度全体を通じて「令和」を用います。これに伴い、平成31年度の予算の名称は、「令和元年度予算」と表記することとします。

### (4) 初年の表示について

「令和」の初年は、「元年」と表記することを原則とします。領収日等の表示において、やむを得ず「元」ではなく「1」と表示される場合がありますが、法律上の効果は変わらず、有効なものとなります。

### (5) 改元に伴う文書等の効力について

文書等（許可証、証明書、納付書、契約書など）で、5月1日以後の日付が「平成」により表記されている場合であっても、法律上の効果に影響はなく、有効なものとなります。そのほか、印刷の時期やシステム改修の都合などにより、5月1日以後も「平成」の表記が残る場合がありますが、このような場合は、「平成」を「令和」と読み替えていただきますようお願いいたします。

従いまして、改元のみを理由とする文書等の再発行や変更契約等を行いませんので、ご理解とご協力をお願いします。

また、5月1日以後に、町民の皆様などから町に提出された書類等に「平成」を用いた日付が記載されている場合につきましても、有効なものとして取り扱います。

発行部署：今金町総務財政課

〒049-4393 瀬棚郡今金町字今金48番地の1

電話番号：0137-82-0111 / FAX：0137-82-2492